第六項第二号	個別課税済金額	個別間接配当等又は個別間接課税済金額
	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
	請求権勘案直接保有株式等の	間接保有の株式等の数の
第六項第二号イ及びロ	請求権勘案直接保有株式等	間接保有の株式等の数

第三十九条の二十第一項中「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第三項及び第四項中「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第五項中「第六十六条の六第七項」を「第六十六条の六第八項」に、「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第八項を除く。）」を削り、同条第六項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第八項を除く。）」を削る。

第三十九条の二十の二第一項第二号中「及び第三十九条の二十の四第三項」を削り、「第七十二条の三各号」を「第七十二条各号」に改め、同条第七項第二号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第三十九条の二十の三第二項中「（同条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えられた同号に規定する政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を加算した金額）」を削る。

第三十九条の二十の四第三項を削る。

第三十九条の二十の五第一項中「第六十六条の九の二第四項第一号に規定する」を「第六十六条の九の二第三項第一号に規定する」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「第六十六条の九の二第四項第一号」を「第六十六条の九の二第三項第一号」に改め、同項第六号中「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同号イからハまでの規定中「第六十六条の九の二第四項第一号」を「第六十六条の九の二第三項第一号」に改め、同条第二項中「第三十九条の十七第二項及び第三項」を「第三十九条の十七第八項及び第九項」に、「第六十六条の九の二第四項第一号」を「第六十六条の九の二第三項第一号」に、「第三十九条の十七第二項第一号」を「第三十九条の十七第八項第一号」に改め、同条第三項中「第三十九条の十七第五項」を「第三十九条の十七第十二項」に、「第六十六条の九の二第四項第二号」を「第六十六条の九の二第三項第二号」に改める。

第三十九条の二十の八第一項中「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「適用対象金額」の下に「又は部分適用対象金額」を加え、同条第四項中「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第五項中「第六十六条の九の二第八項」を「第六十六条の九の二第九項」に、「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第三項を除く。）」を削り、「第三十九条の二十の六」を「第三十九条の二十の七」に改め、同条第六項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、「（第三項を除く。）」を削り、「第三十九条の二十の六」を「第三十九条の二十の七」に改め、第三章第八節の五中同条を第三十九条の二十の九とする。

第三十九条の二十の七の見出しを「（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）」に改め、同条第五項中「第六十六条の九の四第二項前段」の下に「又は第八項前段」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第六十六条の九の四第一項」の下に「、第三項、第七項又は第九項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第六十六条の九の四第五項」を「第六十六条の九の四第六項」に、「第三十九条の十九第三項」を「第三十九条の十九第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5　法第六十六条の九の四第十項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額は、同号に規定する期間において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額であつて次に掲げるものとする。

一　当該他の外国法人の課税対象金額若しくは部分課税対象金額又は法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第四項に規定する個別部分課税対象金額（法第六十六条の九の四第十項第一号の内国法人の配当事業年度（同号に規定する配当事業年度をいう。第七項において同じ。）又は同号に規定する前二年以内の各事業年度等の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたものに限る。次号において「課税対象金額等」という。）の生ずる事業年度がない場合における当該他の外国法人から受けたもの

二　当該他の外国法人の課税対象金額等の生ずる事業年度開始の日（その日が二以上ある場合には、最も早い日）前に受けたもの

6　法第六十六条の九の四第十項第一号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する期間において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（同号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）につき、第三十九条の十九第八項の規定の例により計算した金額とする。

7　法第六十六条の九の四第十項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イの他の外国法人に係る適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される課税対象金額に係るものに限る。）又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される部分課税対象金額に係るものに限る。）につき、第三十九条の十九第十項の規定の例により計算した金額とする。

8　法第六十六条の九の四第十項第二号ロに規定する政令で定める金額は、同号ロの他の外国法人の各事業年度の適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の同号ロに規定する前二年以内の各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）の所得の金額の計算上益金の額に算入された課税対象金額に係るものに限る。）又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された部分課税対象金額に係るものに限る。）につき、第三十九条の十九第十二項の規定の例により計算した金額とする。

9　法第六十六条の九の四第十二項において準用する法第六十六条の八第六項の規定の適用に関する事項については、第三十九条の十九第十二項において準用する同条第四項から第六項までの規定の例による。

第三十九条の二十の七第二項中「第六十六条の九の四第三項第二号」を「第六十六条の九の四第四項第二号」に、「特定外国法人」を「同号の外国法人」に改め、「前十年以内の各事業年度」の下に「（以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。）」を加え、「同号に規定する課税対象金額」を「課税対象金額」に改め、「限る。）」の下に「又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された部分課税対象金額に係るものに限る。）」を加え、「第三十九条の十九第二項」を「第三十九条の十九第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十六条の九の四第三項第一号」を「第六十六条の九の四第四項第一号」に、「に規定する特定外国法人（次項において「特定外国法人」という。）」を「の外国法人」に改め、「事業年度」の下に「（以下この項において「配当事業年度」という。）」を加え、「同号に規定する課税対象金額」を「課税対象金額（法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「限る。）」の下に「又は部分適用対象金額（特殊関係株主等である内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される部分課税対象金額（法第六十六条の九の二第四項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）」を加え、「第三十九条の十九第一項」を「第三十九条の十九第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第三十九条の二十の八とする。

第三十九条の十九第一項の規定は、特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法第六十六条の九の四第一項に規定する剰余金の配当等の額をいう。第五項及び第六項において同じ。）がある場合における法第六十六条の九の四第一項から第三項までの規定の適用について準用する。